

オンデマンドセミナー（録画配信）人事労務



『育児・介護休業法の改正ポイントと手続き編』

本セミナーは9月29日(月)にオンラインセミナーを配信した際に同時撮影し、その後編集した内容となります。

育児・介護休業に関する法律は、昨今の社会的な関心の高まりや、頻繁な法改正もあり、各法人における対応の負担感が増しているところと思われます。そこで今年4月の法改正をはじめ直近の法改正の流れと内容を確認し、その手続き等についても把握していくことで、法人の労務管理が適切に行われ、職員の方も安心して勤務できる環境づくりを進めて頂ければと、このセミナーを開講いたします。

講師は、労務トラブル対応、労務相談に強みを持つ特定社会保険労務士の森山幸一先生です。アンケートに記載いただいたご質問には後日回答させていただきます。

この機会に奮ってご受講くださいますようお願い申し上げます。

- ☆視聴期間 2025年11月15日(土)0:00～12月14日(日)23:55まで
- ☆視聴時間 約3時間(期間内ならいつでも、何度でも、途中からでも、ご自宅で帰宅後や休日でも視聴可能。時間が取れない方は1.5～2倍速での視聴も可能。)
- ☆講師 特定社会保険労務士 森山 幸一 先生
- ☆受講料 会員 11,000円(税込) 非会員 16,500円(税込)
- ☆定員 50名

※同一法人で複数名の受講を申し込まれる場合、受講料は上記金額×人数分となります。

※今回のテキストは郵送ではなく、こちらからご案内するURLからダウンロードをして頂くことになります。

◇講 義 内 容◇

I. 育児・介護休業法の法改正について

1. 令和7年4月改正について

- (1)子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充
- (2)育児休業の取得状況の公表義務の拡大や次世代育成支援対策の推進・強化
- (3)介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度の強化等

2. 過去の法改正の把握

- (1)介護休業に関わる改正
- (2)育児休業に関わる改正
- (3)育児・介護に関わる雇用管理上の措置義務付け
- (4)育児休業期間の延長に関する改正
- (5)育児休業等制度の個別周知
- (6)育児目的休暇の新設
- (7)子の看護休暇・介護休暇の時間単位取得



II. 育児休業・介護休業時の必要な手続きについて

1. 育児休業に係る給付金・社会保険料免除等の手続きについて

- (1)産前産後休業の給付金・社会保険料免除等手続き
- (2)育児休業の給付金・社会保険料免除等手続き
- (3)産後パパ育休の給付金・社会保険料免除等手続き

2. 介護休業に係る給付金等の手続きについて

- (1)介護休業の給付金等手続き

(公財)公益法人協会事務局 行



03-3945-1267

《セミナー受講申込用紙》

▼お名前、ご連絡先等をご記入ください。

		右欄どちらかに○をお願いします		会員	非会員
ふりがな					
法人名	(※個人でご受講される場合も法人名のご記入をお願いいたします。)				
ご所属・お役職 (※個人の場合は個人と明記ください。)	お名前		E-mail (※複数名でお申し込みの際は各人ごとのアドレスをご記入ください。)		
連絡先 (資料・請求書送付先)	〒 TEL : FAX : ※ご提供いただきました個人情報、本セミナーの実施以外には利用しません。				

- ▼ 事務局にて受付後、[請求書とURL\(視聴用とテキストダウンロード用\)](#)及び[ログインIDとパスワード](#)をメールにて送信しますので必ず入金予定日をご返信ください。テキストはURLにログインした上、ダウンロードをお願いいたします。
- ▼ [URL及びログインIDとパスワードをメールでお送りした後はキャンセルをすることが出来ません。](#)
(受講料は請求書到着後、速やかに指定の口座へお振込みください。受講料はお振込みのみの取り扱いとさせていただきます。万一、受講開始までにお振込みできない場合は必ずご一報ください。)
- ▼ ご本人が受講できない場合は、代理受講が可能です。(その場合は必ず事前にご連絡ください。)
- ▼ おひとり様・一端末でのご受講をお願い申し上げます。ご受講いただける方はお申込みいただいた方のみでございます。(ログインID・パスワード等の共有はご遠慮ください。)